

安立保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人なみはや福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区天王寺東高津町12-10 市立社福センター
電 話 番 号	06-6761-3010
代表者氏名	理事長 竹本 榮

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育園
施 設 の 名 称	安立保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区安立4丁目6番17号
連 絡 先	電話番号06-6671-8846 FAX06-66717-8853
管 理 者	園長 中野 純枝
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 9人 1歳児 24人 2歳児 26人 3歳児 27人 4歳児 27人 5歳児 27人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 81人 満1歳以上満3歳未満の児童 42人 満1歳未満の児童 7人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051005157

3 施設の目的・運営方針

安立保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		941.281 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	780.798 m ²
園庭		

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	3室	ひよこ組(0歳児) うさぎ組(1歳児) こあら組(2歳児) } 調乳室
(ほふく室)	2室)	
保育室	3室	ぱんだ組(3歳児) きりん組(4歳児) ぞう組(5歳児)
調理室	1室	

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 乳児クラスは担当制保育を導入、幼児クラスはコーナーあそびの充実をはかりながら、四季の行事も体験し、共に楽しみ成長し合っています。

5 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

6 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から19時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

7 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

令和8年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	児童の保育等をつかさどる	18	8	10	一人派遣
看護師	児童の保健衛生全般	1	1		
調理員	給食調理等をつかさどる	4	2	2	栄養士と兼務
その他	保育補助	10		10	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:45）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:45）
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:45）
栄養士	正規の勤務時間帯（8:00～16:30）
調理員	正規の勤務時間帯（8:00～16:30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

(遠足の日は、お弁当を持参ください。)

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時20分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時20分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時20分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等について

アレルギー体質の子どもで、除去食を必要とする場合、医師の指示書が必要です。
1年に1度の定期健診を受けてください

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯に対して(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,800円を上限に申請により助成されます。

10 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

11 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	蛭間医院
医院長名又は医師名	蛭間 正人
所在地	大阪市住之江区安立4-1-12
電話番号	06-6673-3031

(2) 歯科

医療機関の名称	平沢歯科
医院長名又は医師名	平沢 裕之
所在地	大阪市住之江区安立4-1-15
電話番号	06-6678-2973

14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 (有) ・誘導灯 (有) ・ガス漏れ報知機 (有) ・非常警報装置 (有) ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有)
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への体罰・虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 本山 寿美子・中野 純枝
	・ご利用時間 9:00～ 17:00
	・電話番号 06-6671-8846
	F A X 06-6671-8853
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	土井 憲之 電話番号 06-6761-3010
	森本 宮仁子 社会福祉法人なみはや監事

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター	園児事故共済
保険の内容	災害共済給付	園児の事故保険
保険金額	¥315 (昨年度)	—————

(医療費)1つの災害につき5,000円以上のものについて医療費を支給
(死亡見舞金) 補償上限額3,000万円 等

19 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	6人	8人	4人
1歳児	22人	17人	18人
2歳児	23人	24人	24人
3歳児	28人	24人	30人
4歳児	21人	29人	25人
5歳児	31人	22人	30人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成20年度 平成21年度 平成28年度受審	平成21年2月 平成22年2月 平成29年2月
自己評価の実施状況	毎年度実施	継続実施

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）**22 当園におけるその他の留意事項**

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食に係る費用	3歳児～5歳児・幼児主食費 副食費 *副食費は、国の定めにより、一部免除される世帯もあります。 *毎月20日に届出口座から自動引き落としします。 *振替不納の場合、別途手数料¥96が必要となります。	月額 1,100円 4,900円
用品代	0歳児～5歳児（各自）	各自により異なる
遠足代	5歳児 遠足・約5回分 幼児クラス・バス代、 入園料(みかん狩り・持ち帰りみかんなど) 一泊保育(5歳児) 卒園アルバム代	年額 約6,500円 1000円程度(行き先により事なる) 550円程度 約12,500円程度 3,300円程度
布団リース代	希望者のみ	1,650円(R7年度)

2 時間外保育に係る利用者負担

延長時間登録者…18:30～19:30 毎月 2900円

毎月20日に届口座から自動引き落としします。

※保育必要時間外の臨時延長保育料 標準時間保育：1回300円

短時間保育：1時間300円

上記費用の支払が必要な場合は、翌月20日に届出口座から自動引き落としします。

振替不納の場合、別途手数料¥96が必要となります。

3 保育所児童保育要録について

- ・小学校教育へと繋げていく資料として就学先に提出
(保護者は開示請求することができる)

4 その他

卒園後は、OBとして立ち寄れる“居場所(心のふるさと)”となる保育園づくりを旨として、職員と保護者・地域の方と共に進めています。1年生は、夏まつりに招待し、6年生は、お手伝いに来ていただいています。小学校卒業時に集まって、中学進学のお祝いをかねて同窓会を開いています。(3月後半の予定)

OB・又は保護者の方がいつでもお立ち寄りくださるよう職員一同、お待ちしております。